主　　文

被告人両名をそれぞれ懲役１年に処する。

被告人両名に対し、この裁判が確定した日から、それぞれ３年間その刑の執行を猶予する。

被告人両名から､名古屋地方検察庁で保管中の養子縁組届１点(令和８年領第１１５５号符号１）の偽造部分を没収する。

理　　由

(罪となるべき事実)

被告人両名は、被告人Ａ１の妻であるＢに無断で、被告人Ａ２を被告人Ａ１及びＢの養子とする養子縁組をした旨の戸籍を編成しようと考え、共謀の上、令和６年１１月２２日頃、（住所省略）Ｃ方において、行使の目的で、被告人Ａ２が、被告人Ａ２を被告人Ａ１及びＢの養子とする旨を記載した養子縁組届の届出人署名欄の養母署名押印欄に「Ｂ」と書き、被告人Ａ１が、同署名末尾に「Ｄ（Ａ１の姓）」の刻印の印鑑を押印し、もってＢ作成名義の養子縁組届１通を偽造した上、同月２９日、名古屋市中区栄４丁目１番８号名古屋市中区役所において、同区役所職員に対し、前記養子縁組届を真正に成立したもののように装って提出して行使し、同年１２月９日、情を知らない同区役所職員らに、いずれかの場所に設置されたサーバコンピュータに記録された権利義務に関する公正証書の原本として用いられる被告人Ａ１及びＢの戸籍の原本である電磁的記録に被告人Ａ２を被告人Ａ１及びＢの養子とする旨の不実の記録をさせ、これを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供したものである。

(量刑の理由)

本件は、被告人両名が共謀の上、被告人Ａ２を被告人Ａ１及びその当時の配偶者Ｂの養子とする旨のＢ名義の養子縁組届を偽造し（有印私文書偽造）、真正に成立したもののように装って名古屋市中区役所に提出して行使し（同行使）、被告人Ａ１及びＢの戸籍の原本である電磁的記録に被告人Ａ２を被告人Ａ１及びＢの養子と

する旨の不実の記録をさせ（電磁的公正証書原本不実記録）、これを備え付けさせた（同供用）、という事案である。

被告人両名は、被告人Ａ１とＢの離婚協議が整わない中で被告人Ａ２にＤ姓を名乗らせるため、被告人Ａ２を被告人Ａ１の父母の養子としていたが、更に、被告人Ａ１の財産を被告人Ａ２に相続させるために被告人Ａ２を被告人Ａ１の養子としようと考え、その手続に必要な被告人Ａ１の配偶者の署名や押印をを冒用して本件犯行に及んだという。被告人両名の行為は、配偶者Ｂの信用や戸籍関係書類の信用を損ない、戸籍制度を揺るがしかねないものである。被告人Ａ１は、自身の財産を被告人Ａ２に相続させたかった旨を述べるが、混乱を生じさせることが明らかな不合理なものであり、そのような動機で安易に犯罪行為に及んだことは厳しく非難すべきである。被告人Ａ２は、被告人Ａ１の提案に応じたものであるが、被告人Ａ２がＢの署名を偽造することで犯行が実現しており、その刑事責任は被告人Ａ１に劣らない。

本件の犯情によれば、被告人両名の刑事責任は軽視できないが、直ちに実刑を科すべき程重いとはいえない。以上に加え、被告人両名が反省の態度を示し、被告人Ａ１が今後戸籍を訂正する手続を行っていく旨を述べていることなども考慮すると、被告人両名に対し、主文のとおり執行猶予を付した懲役刑を科すのが相当である。

令和８年９月１６日

名古屋地方裁判所刑事第１部

裁判官　　平　手　健太郎